名 件

# 亀山市手数料条例の一部を改正 建設部建築開発室 する条例

企画総務部総務法制室

## 制定・改廃の背景と趣旨

次の手数料について、法改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

## (1)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」(平成21年国土 交通省令第3号)及び「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の 方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号)を改正する省令及 び告示が平成28年4月1日から施行されることに伴い、既存住宅におけ る増築及び改築を行う場合においても長期優良住宅建築等計画の認定事務 を行うことから、所要の改正を行います。

### (2)都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物 の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成24年国土交通省告示 第119号)を改正する告示が平成28年4月1日から施行されることに 伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務について簡易な算定方法が追加 されたことから、所要の改正を行います。

### (3)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律 第53号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、市において、 新たに建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務及び建築物のエネル ギー消費性能に係る認定事務を行うことから、所要の改正を行います。

### (4)行政不服審査法関係手数料

行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上及び国民 の救済手段の充実・拡大を行うために全部改正された行政不服審査法(平 成26年法律第68号)が平成28年4月1日から施行されます。

これにより、地方公共団体に所属する行政庁が審査庁である場合に審査 請求人等が書類の写し等の交付を受ける際には、実費の範囲内において条 例で定める額の手数料を納めなければならないとされたことから、所要の 改正を行います。

### 2 改正内容

- (1)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料に、新たに既存住宅 の増築及び改築に係る審査区分を加え、その手数料を定めることとします。
  - < 別表第 4 関係 >
- (2)都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料に、新たに簡易な算定方法による審査区分を加え、その手数料を定めることとします。
  - < 別表第 5 関係 >
- (3)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料に関する規定を新設し、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に係る手数料を定めることとします。
  - <第2条及び新別表第6関係>
- (4)行政不服審査法関係手数料に関する規定を新設し、審査請求人等に書類 の写し等を交付する際の手数料を定めることとします。

<第2条及び新別表第7関係>

### 3 その他

施行日は、平成28年4月1日とします。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年3月29日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第13号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例(平成17年亀山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第5」を「別表第7」に改める。

第5条中「市長」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき審理員(他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関。次条において同じ。)」を加える。

別表第4の2から別表4の4の3までを次のように改める。

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分		1 戸当た	リの手数制	斗の金額	
		新築基準		増 改 築	基準
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合
	良住宅建	及の促進		良住宅建	
	築等計画	に関する		築等計画	
	が、住宅	法律第6		が、住宅	
	の品質確	条第1項		の品質確	
	保の促進	第1号に		保の促進	
	等に関す	掲げる基		等に関す	
	る法律(平	準に適合		る法律第	
	成 1 1 年	した住宅		5 条第 1	
	法律第8	の品質確		項に規定	
	1号)第	保の促進		する登録	

	項す住評に期宅のにる宅価よ優の促規登性機り良普進定録能関長住及に	す住評でけたあいます。		住評に期宅の関律第1第でる宅価よ優の促す第1号4に基性機り良普進る6項か号掲準能関長住及に法条第らまげに	
一戸建ての住	第でる適いめもる 号掲準しとれで合 6,700まげにて認たあ		50,600円	適いめもるしとれで合ののは、10,100円	75,900円
宅 一戸 総戸数が 建て 5 戸以下 の住 のもの		12,700円	23,800円	4,000円	35,700円
宅以 終戸数が 5 戸を超 住宅 入 1 0 戸 の の					
総 月 り 日 起 戸 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		7,700円	15,000円	2,000円	22,600円
総 戸 数 が 2 5 戸 を 超 え 5 0		6,600円	13,500円	1,900円	20,200円

I L I	İ				l l
戸以下の					
もの					
総 戸 数 が	1,100円	5,000円	11,600円	1,600円	17,400円
5 0 戸を					
超え10					
0 戸以下					
のもの					
総 戸 数 が	900円	4,600円	10,700円	1,300円	16,100円
100戸					
を 超 え 2					
0 0 戸以					
下のもの					
総 戸 数 が	700円	4,200円	10,200円	1,100円	15,300円
2 0 0 戸					
を 超 え 3					
0 0 戸以					
下のもの					
総 戸 数 が	600円	3,800円	9,400円	900円	14,100円
3 0 0 戸					
を超える					
もの					

3 長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)認定申請手 数料

区分		1 戸当た	りの手数料	料の金額	
		新築基準		増改築	基準
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合
	良住宅建	及の促進		良住宅建	
	築等計画	に関する		築等計画	
	が、住宅	法律第6		が、住宅	
	の品質確	条第1項		の品質確	
	保の促進	第1号に		保の促進	
	等に関す	掲げる基		等に関す	
	る法律第	準に適合		る法律第	
	5 条第 1	した住宅		5 条第 1	
	項に規定	の品質確		項に規定	
	する登録	保の促進		する登録	
	住宅性能	等に関す		住宅性能	
	評価機関	る法律第		評価機関	

						期宅の関律第1第で5げにて認たあ	優の促す第1号3及号る適いめもる	良普進る6項か号びに基合るらの場	住及に法条第らま第掲準しとれで合	項す住評交けで合	にる宅価付たあ	規設性書をもる	の受の場						期宅の関律第1第で5げにて認たあ	優の促す第1号3及号る適いめもる	良普進る6項か号びに基合るらの場	長住及に法条第らま第掲準しとれで合					
		建	7	の	住	6	, 7	0 0	円	10	, 5	0 (	) 円	4	3 ,	8	0 0	) 円	10	, 1	0 (	0円	6 5	,	8 0	0	円
宅		443	_	粉	が	2	7	0.0		1 0		0.0	<u> </u>	n	1	6	Λ (	· —	1			n III	2.2		<i>1</i> 0	Λ	_
建						2	, /	U	<i>,</i> ப	1 0	, ວ	0 (	רו ע	_	Ι,	O	U C	רוי	4	, 0	0	0円	5 2	,	4 0	U	IJ
の																											
						2	, 4	0 0	円	8	, 5	0 (	) 円	1	7 ,	4	0 0	円	3	, 6	0	0 円	2 6	,	1 0	0	円
外																											
住	宅																										
		l _	١	の	も																						
		の鉛	_	数	が	1	3	0.0	П	6	- 3	0 (	) 田	1	3	7	n (	) 田	2		0.0	0 円	2.0		6 N	Λ	田
				戸		ı	, 0	0 0	, I J		, 0	0 (	7 1 3		σ,	,		, 17	_	, 0		0 1 3		,	0 0	U	IJ
				2																							
		戸	以	下	の																						
		も	の																								
						1	, 2	0 0	) 円	5	, 7	0 (	) 円	1	2 ,	6	0 0	) 円	1	, 9	0 (	0円	18	,	9 0	0	円
				戸 5																							
				っ 下																							
		も		'	"																						
				数	が	1	, 1	0 0	円	4	, 5	0 (	) 円	1	1,	0	0 0	) 円	1	, 6	0	0 円	1 6	,	5 0	0	円
		5	0	戸	を																						

超え10					
0 戸以下					
のもの					
総 戸 数 が	900円	4,100円	10,200円	1,300円	15,300円
100戸					
を超え 2					
0 0 戸以					
下のもの					
総 戸 数 が	700円	3,700円	9,700円	1,100円	14,600円
2 0 0 戸					
を超え3					
0 0 戸以					
下のもの					
総戸数が	600円	3,300円	8,900円	900円	13,400円
3 0 0 戸					
を超える					
もの					

# 4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

区分		1 戸当たりの手数料の金額								
		新築基準		増改築	基準					
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の					
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合					
	良住宅建	及の促進		良住宅建						
	築等計画	に関する		築等計画						
	が、住宅	法律第6		が、住宅						
	の品質確	条第1項		の品質確						
	保の促進	第1号に		保の促進						
	等に関す	掲げる基		等に関す						
	る法律第	準に適合		る法律第						
	5 条第 1	した住宅		5 条第 1						
	項に規定	の品質確		項に規定						
	する登録	保の促進		する登録						
	住宅性能	等に関す		住宅性能						
	評価機関	る法律第		評価機関						
	により長	6 条第 1		により長						
	期優良住	項に規定		期優良住						
	宅の普及	する設計		宅の普及						
	の促進に	住宅性能		の促進に						
	関する法	評価書の		関する法						

	律第1第でる適いめもる第1号4に基合るらの場6項か号掲準しとれで合条第らまげにて認たあ	交けで合		律第1第でる適いめもる第1号4に基合るらの場6項か号掲準しとれで合条第らまげにて認たあ	
一戸建ての信	6,700円	12,000円	28,600円	10,100円	43,000円
宅 一戸 総戸数 : 建て 5 戸以 の住 のもの		7,700円	13,200円	4,000円	19,900円
宅以 終戸数 5 戸を 住宅 え1 0 い の	<u> </u>	6,300円	10,700円	3,600円	16,100円
総 月 り 月 日 え り り り り り り り り り り り り り り り り り り	5	4,500円	8,200円	2,000円	12,300円
総 戸 数 2 5 月 起 え り の も の		3,900円	7,400円	1,900円	11,100円
総 万 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		3,000円	6,300円	1,600円	9,500円
総戸数: 100i を超え	<b>=</b>	2,700円	5,800円	1,300円	8,700円

0 0 戸以					
下のもの					
総 戸 数 が	700円	2,400円	5,400円	1,100円	8,200円
2 0 0 戸					
を超え3					
0 0 戸以					
下のもの					
総 戸 数 が	600円	2,200円	5,000円	900円	7,500円
3 0 0 戸					
を超える					
もの					

4の2 長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)変更認定 申請手数料

区分		1 戸当た	りの手数制	料の金額	
		新築基準		増改築	基準
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合
	良住宅建	及の促進		良住宅建	
	築等計画	に関する		築等計画	
	が、住宅	法律第6		が、住宅	
	の品質確	条第1項		の品質確	
	保の促進	第1号に		保の促進	
	等に関す	掲げる基		等に関す	
	る法律第	準に適合		る法律第	
	5 条第 1	した住宅		5 条第 1	
	項に規定	の品質確		項に規定	
	する登録	保の促進		する登録	
	住宅性能	等に関す		住宅性能	
	評価機関	る法律第		評価機関	
	により長	6 条第 1		により長	
	期優良住	項に規定		期優良住	
	宅の普及	する設計		宅の普及	
	の促進に	住宅性能		の促進に	
	関する法	評価書の		関する法	
	律第6条	交付を受		律第6条	
	第1項第	けたもの		第1項第	
	1号から	である場		1号から	
	第 3 号ま	合		第 3 号ま	
Ţ	で及び第			で及び第	

	5 げにて認たあ号る適いめもる場準しとれで合			5 げにて認たあ号る適いめもる場準しとれで合	
一戸建ての住	6,700円	8,600円	25,300円	10,100円	37,900円
宅	0.700	0 000 M	40 400 11	4 000 11	4.0. 0.0 0 TI
一戸 総戸数が 建て 5 戸以下 の住 のもの		6,600円	12,100円	4,000円	18,200円
宅以総戸数が	2 400円	5 400円	9 900円	3 600円	14 800円
外の 5 戸を超 住宅 え10戸 以下のも の		0,40013	3,30013	3,00013	14,00013
総 戸 り り り り り り り の も の り り り り り り り り り り		3,800円	7,500円	2,000円	11,300円
総 戸 数 戸 え え え い た て の も の		3,400円	6,900円	1,900円	10,400円
総 万 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	1,100円	2,800円	6,000円	1,600円	9,100円
総 戸 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		2,500円	5,500円	1,300円	8,300円
総戸数が200戸	700円	2,200円	5,200円	1,100円	7,900円

を超え3					
0 0 戸以					
下のもの					
総戸数が	600円	1,900円	4,700円	900円	7,100円
3 0 0 戸					
を超える					
もの					

4 の 3 長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時)認定申請 手数料

区分	1	戸当たりの	手数料の金額	Į
	新築	基 準	増 改 築	基準
	申請に係る	その他の場	申請に係る	その他の場
	長期優良住	合	長期優良住	合
	宅建築等計		宅建築等計	
	画が、住宅		画が、住宅	
	の品質確保		の品質確保	
	の促進等に		の促進等に	
	関する法律		関する法律	
	第 5 条 第 1		第 5 条 第 1	
	項に規定す		項に規定す	
	る登録住宅		る登録住宅	
	性能評価機		性能評価機	
	関により長		関により長	
	期優良住宅		期優良住宅	
	の普及の促		の普及の促	
	進に関する		進に関する	
	法律第8条		法律第8条	
	第2項の規		第2項の規	
	定により準		定により準	
	用する同法		用する同法	
	第6条第1		第 6 条 第 1	
	項第4号に		項第4号に	
	掲げる基準		掲げる基準	
	に適合して		に適合して	
	いると認め		いると認め	
	られたもの		られたもの	
= 74 / -	である場合		である場合	
一戸建ての住宅	6,700円	13,500円	10,100円	20,200円

一戸	総戸数が5	2,700円	4,900円	4,000円	7,400円
建て	戸以下のも				
の住	の				
宅以	総戸数が5	2,400円	4,000円	3,600円	6,100円
外の	戸を超え1				
住宅	0 戸以下の				
	もの				
	総戸数が1	1,300円	2,700円	2,000円	4,000円
	0戸を超え				
	2 5 戸以下				
	のもの				
	総戸数が2	1,200円	2,100円	1,900円	3,200円
	5 戸を超え				
	5 0 戸以下				
	のもの				
	総戸数が5	1,100円	1,600円	1,600円	2,500円
	0戸を超え				
	100戸以				
	下のもの				
	総戸数が1	900円	1,400円	1,300円	2,100円
	00戸を超				
	え200戸				
	以下のもの				
	総戸数が2	700円	1,200円	1,100円	1,800円
	00戸を超				
	え 3 0 0 戸				
	以下のもの				
	総戸数が3	600円	1,000円	900円	1,500円
	00戸を超				
	えるもの				

別表第5の2及び別表第5の3を次のように改める。

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

# (1)住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素	その他の場合	
	建築物新築等計画		
	が、都市の低炭素		
	化の促進に関する		

			法項準のも別よ受場 第547と合った 第6日は 第6日は 第6日は 第6日は 第6日は 第6日は 第6日は 第6日は	
一戸到	建て	の住宅	5,000円	36,800円
共同	住	1棟の申請戸	5,000円	36,800円
住宅	戸	数が1戸のも		
等	部	Ø		
	ī 分	1棟の申請戸	10,100円	74,500円
	,,	数が1戸を超	10,10013	7 1,000,1
		え5戸以下の		
		1		
		<u> </u>	17,300円	104,800円
		数が5戸を超	17,30013	104,000
		え10戸以下		
		のもの		
		1 棟の申請戸	28,900円	147,500円
		数が10戸を	20,00013	1 17 , 0 0 0 13
		超え25戸以		
		下のもの		
		1 棟の申請戸	48,400円	211,900円
		数が25戸を		2 , 0 0 0 13
		超え50戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	86,800円	303,800円
		数が50戸を		·
		超え100戸		
		以下のもの		
		1棟の申請戸	137,400円	411,500円
		数が100戸		
		を超え200		
		戸以下のもの		
		1棟の申請戸	173,600円	539,600円
		数が200戸		

1 1	1		
	を超え300		
	戸以下のもの		
	1棟の申請戸	185,100円	633,600円
	数が300戸		
	を超えるもの		
共	床面積が30	10,100円	117,900円
用用			
部	ル以内のもの		
分	床面積が30	28,900円	194,500円
	0 平方メート	,	,
	ルを超え2,		
	000平方メ		
	ートル以内の		
	もの		
	床面積が2,	86,800円	303,000円
	000平方メ		
	ートルを超え		
	5,000平		
	方メートル以		
	内のもの		
	床面積が5,	137,400円	389,100円
	000平方メ	, , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	ートルを超え		
	10,000		
	平方メートル		
	以内のもの		
	床面積が10,	173,600円	465,100円
	000平方头	,	
	ートルを超え		
	25,000		
	平方メートル		
	以内のもの		
	床面積が25,	217,000円	541,700円
	000平方メ	, 111	,
	ートルを超え		
	るもの		
供老			

1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。

- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する 部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段そ の他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1)共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住 戸部分の手数料の金額
- (2)共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共 用部分の手数料の金額

### (2) 非住宅建築物の場合

区分	1 件 当 5	: りの手数料の	) 金額
	申請に係る低	その他の場合	ì
	炭素建築物新	申請に係る	左記以外の
	築等計画が、	低炭素建築	評価方法に
	都市の低炭素	物新築等計	より評価さ
	化の促進に関	画が、都市	れたもので
	する法律第5	の低炭素化	ある場合
	4 条 第 1 項 各	の促進に関	
	号に掲げる基	する法律第	
	準又はこれと	5 4 条 第 1	
	同等の基準に	項第1号の	
	適合するもの	規定により	
	として市長が	定められた	
	別に定める方	簡易な評価	
	法により技術	方法であっ	
	的審査を受け	て市長が別	
	たものである	に定める方	
	場合	法により評	
		価されたも	
		のである場	
		合	

	T			
非住宅	床面積が30	10,100円	93,800円	260,400円
建築物	0平方メート			
	ル以内のもの			
	床面積が30	28,900円	157,300円	415,100円
	0 平方メート			
	ルを超え2,			
	000平方人			
	ートル以内の			
	もの			
	床面積が2,	86,800円	254,700円	590,900円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	5 , 0 0 0 平			
	方メートル以			
	内のもの			
	床面積が5,	137,400円	332,600円	724,700円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	10,000			
	平方メートル			
	以内のもの			
	床面積が10,	173,600円	399,800円	854,200円
	000平方人			
	ートルを超え			
	25,000			
	平方メートル			
	以内のもの			
	床面積が25,	217,000円	469,000円	975,000円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	るもの			
1				

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない 建築物をいう。

## (3)複合建築物の場合

区分 1件当たりの手数料の金額		
	複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び
	定申請をする場合又	(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及
		び(4)の金額の合計額とする。この場合

全体の認定申請をす る場合

部分及び複合建築物「において、2の(1)の表中「申請戸数」 とあるのは、「総戸数」と読み替えるもの とする。

- (1)2の(1)の表の一戸建ての住宅の 手数料の金額(2)複合建築物の住戸部 分の総戸数に応じた2の(1)の表の共 同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (3)複合建築物の共用部分の床面積に応 じた2の(1)の表の共同住宅等の共用 部分の手数料の金額
- (4)複合建築物の住戸部分及び共用部分 以外の部分の床面積に応じた2の(2) の表の非住宅建築物の手数料の金額

複合建築物の住戸部 分の認定申請をする 場合

|複合建築物の形態に応じて、2の(1) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又 は認定申請をする住戸部分の戸数に応じ た共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

#### 備 考

- この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部 1 分以外の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の 部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その 他 の 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 で あ っ て 、 住 戸 部 分 以 外 の 部 分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する 部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段そ の他の共用部分をいう。
- 3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
- (1)住宅の場合

,				
区分	1 件 当 た り の 手 数 料 の 金 額			
	申請に係る低炭素 その他の場合			
	建築物新築等計画			
	が、都市の低炭素			
	化の促進に関する			
	法律第54条第1			
	項各号に掲げる基			
	準又はこれと同等			

1			I	 
			の基準に適合する	
			ものとして市長が	
			別に定める方法に	
			より技術的審査を	
			受けたものである	
			場合	
一戸	建て	の住宅	3,000円	18,900円
共同	住	1棟の申請戸	3,000円	18,900円
住宅	戸	数が1戸のも		
等	部	の		
	分	1棟の申請戸	6,000円	38,200円
		数が1戸を超		
		え5戸以下の		
		もの		
		1棟の申請戸	10,400円	54,100円
		数が5戸を超		
		え10戸以下		
		のもの		
		1棟の申請戸	17,300円	76,600円
		数が10戸を		
		超え25戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	29,000円	110,800円
		数が25戸を		
		超え50戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	52,000円	160,500円
		数が50戸を		
		超え100戸		
		以下のもの		
		1棟の申請戸	82,400円	219,500円
		数が100戸		
		を超え200		
		戸以下のもの		
		1棟の申請戸	104,100円	287,100円
		数が200戸		
		を超え300		
		戸以下のもの		
				•

_			
	1棟の申請戸	111,100円	335,300円
	数が300戸		
	を超えるもの		
共	床面積が30	6,000円	59,900円
用	0 平方メート		
部	ル以内のもの		
分	床面積が30	17,300円	100,100円
	0 平方メート		
	ルを超え2,		
	000平方メ		
	ートル以内の		
	もの		
	床面積が2,	52,000円	160,200円
	000平方メ		
	ートルを超え		
	5 , 0 0 0 平		
	方メートル以		
	内のもの		
	床面積が5,0	82,400円	208,300円
	0 0 平方メー		
	トルを超え 1		
	0 , 0 0 0 平		
	方メートル以		
	内のもの		
	床面積が10,	104,100円	249,900円
	000平方メ		
	ートルを超え		
	25,000		
	平方メートル		
	以内のもの		
	床面積が25,	130,200円	292,500円
	000平方メ		
	ートルを超え		
	るもの		

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部

分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。

- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する 部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段そ の他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1)共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2)共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共 用部分の手数料の金額

### (2) 非住宅建築物の場合

	区分	1 件 当 た		) 金額
		申請に係る低	その他の場合	
		炭素建築物新	申請に係る	左記以外の
		築等計画が、	低炭素建築	評価方法に
		都市の低炭素	物新築等計	より評価さ
		化の促進に関	画が、都市	れたもので
		する法律第5	の低炭素化	ある場合
		4 条 第 1 項 各	の促進に関	
		号に掲げる基	する法律第	
		準又はこれと	5 4 条 第 1	
		同等の基準に	項第1号の	
		適合するもの	規定により	
		として市長が	定められた	
		別に定める方	簡易な評価	
		法により技術	方法であっ	
		的審査を受け	て市長が別	
		たものである	に定める方	
		場合	法により評	
			価されたも	
			のである場	
			合	
非住宅	床面積が30	6,000円	47,900円	131,200円
建築物	0 平方メート			
	ル以内のもの			

床面積が30	17,300円	81,500円	210,400円
0 平方メート			
ルを超え2,			
000平方メ			
ートル以内の			
もの			
床面積が2,	52,000円	136,000円	304,100円
000平方メ			
ートルを超え			
5 , 0 0 0 平			
方メートル以			
内のもの			
床面積が5,	82,400円	180,000円	376,100円
000平方メ			
ートルを超え			
10,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が10,	104,100円	217,200円	444,400円
000平方メ			
ートルを超え			
25,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が25,	130,200円	256,100円	509,200円
000平方丛			
ートルを超え			
るもの			

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

# (3)複合建築物の場合

区分	1 件 当 た り の 手 数 料 の 金 額
複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び
定申請をする場合又	(4)の金額の合計額又は(2)、(3)
は複合建築物の住戸	及び(4)の金額の合計額とする。この
部分及び複合建築物	場合において、3の(1)の表中「申請
全体の認定申請をす	戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替
る場合	えるものとする。

- (1)3の(1)の表の一戸建ての住宅の 手数料の金額
- (2)複合建築物の住戸部分の総戸数に応 じた3の(1)の表の共同住宅等の住戸 部分の手数料の金額
- (3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (4)複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた3の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額

複合建築物の住戸部 分の認定申請をする 場合 複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

#### 備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部 分以外の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の 部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する 部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段そ の他の共用部分をいう。

別表に次の2表を加える。

別表第6(第2条関係)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額
1 建築物のエネルギ	建築物エネルギ	2 の表に定める金額。
ー消費性能の向上に	一消費性能向上	ただし、建築物のエネ
関する法律(平成 2	計画認定申請手	ルギー消費性能の向上
7 年 法 律 第 5 3 号 )	数 料	に関する法律第30条
第29条第1項の規		第2項の規定による申
定に基づく建築物エ		出がある場合は、別表
ネルギー消費性能向		第 3 の 1 の表 1 の項に

Ī	1	I
上計画の認定の申請		定める金額を加算する。
に対する審査		
2 建築物のエネルギ	建築物エネルギ	3の表に定める金額。
ー消費性能の向上に	一消費性能向上	ただし、建築物のエネ
関する法律第31条	計画変更認定申	ルギー消費性能の向上
第1項の規定に基づ	請手数料	に関する法律第31条
く建築物エネルギー		第2項において準用す
消費性能向上計画の		る同法第30条第2項
変更の認定の申請に		の規定による申出があ
対する審査		る場合は、別表第3の
		1の表1の項に定める
		金額を加算する。
3 建築物のエネルギ	建築物エネルギ	4の表に定める金額。
ー消費性能の向上に	ー消費性能に係	
関する法律第36条	る認定申請手数	
第1項の規定に基づ	料斗	
く建築物エネルギー		
消費性能に係る認定		
の申請に対する審査		

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

# (1)住宅の場合

区分	1 件当たりの	手数料の金額
	申請に係る建築物	その他の場合
	エネルギー消費性	
	能向上計画が、建	
	築物のエネルギー	
	消費性能の向上に	
	関する法律第30	
	条第1項各号に掲	
	げる基準又はこれ	
	と同等の基準に適	
	合するものとして	
	市長が別に定める	
	方法により技術的	
	審査を受けたもの	
	である場合	
一戸建ての住宅	5,000円	36,800円
共同 住 1 棟の申請戸	5,000円	36,800円
住宅 戸  数が1戸のも		

等	部	0		
	分	1棟の申請戸	10,100円	74,500円
		数が1戸を超		
		え5戸以下の		
		もの		
		1棟の申請戸	17,300円	104,800円
		数が5戸を超		
		え10戸以下		
		のもの		
		1棟の申請戸	28,900円	147,500円
		数が10戸を		
		超え25戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	48,400円	211,900円
		数が25戸を		
		超え50戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	86,800円	303,800円
		数が50戸を		
		超え100戸		
		以下のもの		
		1棟の申請戸	137,400円	411,500円
		数が100戸		
		を超え200		
		戸以下のもの	4.7.0. 0.0.0 M	500 000 M
		1棟の申請戸	173,600円	539,600円
		数が200戸		
		を超えるのもの		
		戸以下のもの	185,100円	622 600 M
		1 棟の申請戸 数が300戸	100,100	633,600円
		を超えるもの		
	<u></u> 共	床面積が30	10,100円	117,900円
	用	0 平方メート	10,10013	117,30013
	部	ル以内のもの		
	分	床面積が30	28,900円	194,500円
		0 平方メート	_ 0 , 0 0 0 1 3	,
		ルを超え2,		
		000平方メ		
I	I	/3/		

ートル以内の		
もの		
床面積が2,	86,800円	303,000円
000平方メ		
ートルを超え		
5 , 0 0 0 平		
方メートル以		
内のもの		
床面積が5,	137,400円	389,100円
0 0 0 平方 メ		
ートルを超え		
10,000		
平方メートル		
以内のもの		
床面積が10,	173,600円	465,100円
000平方メ		
ートルを超え		
2 5 , 0 0 0		
平方メートル		
以内のもの		
床面積が25,	217,000円	541,700円
000平方メ		
ートルを超え		
るもの		

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部 分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する 部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段そ の他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1)共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住 戸部分の手数料の金額
- (2)共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共 用部分の手数料の金額

## (2) 非住宅建築物の場合

	区分	1 件 当 た	 : りの手数料の	) 金 額
	_ //		その他の場合	
		築物エネルギ	申請に係る	左記以外の
		一消費性能向	建築物エネ	評価方法に
		上計画が、建	ルギー消費	より評価さ
		築物のエネル	性能向上計	れたもので
		ギー消費性能	画が、建築	ある場合
		の向上に関す	物のエネル	
		る法律第30	ギー消費性	
		条第1項各号	能の向上に	
		に掲げる基準	関する法律	
		又はこれと同	第30条第	
		等の基準に適	1 項第 1 号	
		合するものと	の規定によ	
		して市長が別	り定められ	
		に定める方法	た簡易な評	
		により技術的	価方法であ	
		審査を受けた	って市長が	
		ものである場	別に定める	
		合	方法により	
			評価された	
			ものである	
			場合	
非住宅	床面積が30	10,100円	93,800円	260,400円
建築物	0 平方メート			
	ル以内のもの			
	床面積が30	28,900円	157,300円	415,100円
	0 平方メート			
	ルを超え2,			
	000平方メ			
	ートル以内の			
	もの			
	床面積が2,	86,800円	254,700円	590,900円
	000平方メ			

ートルを超え			
5 , 0 0 0 平 方メートル以			
内のもの			
床面積が5,	137,400円	332,600円	724,700円
000平方人	,	,	,
ートルを超え			
10,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が10,	173,600円	399,800円	854,200円
000平方メ			
ートルを超え			
2 5 , 0 0 0			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が25,	217,000円	469,000円	975,000円
000平方メ			
ートルを超え			
るもの			

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建 築物をいう。

# (3)複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額		
複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び		
定申請をする場合又	(4)の金額の合計額又は(2)、(3)		
は複合建築物の住戸	及び(4)の金額の合計額とする。この		
部分及び複合建築物	場合において、2の(1)の表中「申請		
全体の認定申請をす	戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替		
る場合	えるものとする。		
	( 1 ) 2 の ( 1 ) の表の一戸建ての住宅の		
	手 数 料 の 金 額		
	(2)複合建築物の住戸部分の総戸数に応		
	じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸		
	部分の手数料の金額		
	(3)複合建築物の共用部分の床面積に応		
	じた2の(1)の表の共同住宅等の共用		
	部分の手数料の金額		

	(4)複合建築物の住戸部分及び共用部分
	以外の部分の床面積に応じた2の(2)
	の表の非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の
分の認定申請をする	表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認
場合	定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同
	住宅等の住戸部分の手数料の金額

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の 部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する 部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

### (1)住宅の場合

区分	1 件当たりの	手数料の金額
	申請に係る建築物	その他の場合
	エネルギー消費性	
	能向上計画が、建	
	築物のエネルギー	
	消費性能の向上に	
	関する法律第30	
	条第1項各号に掲	
	げる基準又はこれ	
	と同等の基準に適	
	合するものとして	
	市長が別に定める	
	方法により技術的	
	審査を受けたもの	
	である場合	
一戸建ての住宅	3,000円	18,900円
共 住 1棟の申請戸	3,000円	18,900円

同	戸	数が1戸のも		
住	部	Ø		
宅	分	1棟の申請戸	6,000円	38,200円
等		数が1戸を超	·	·
		え5戸以下の		
		もの		
		1棟の申請戸	10,400円	54,100円
		数が5戸を超		
		え10戸以下		
		のもの		
		1 棟の申請戸	17,300円	76,600円
		数が10戸を		
		超え25戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	29,000円	110,800円
		数が25戸を		
		超え50戸以		
		下のもの		
		1棟の申請戸	52,000円	160,500円
		数 が 5 0 戸 を		
		超え100戸		
		以下のもの		0.4.0 T.0.0 T.
		1棟の申請戸	82,400円	219,500円
		数が100戸		
		を超え200		
		戸以下のもの	404 400 T	007.400.00
		1棟の申請戸	104,100円	287,100円
		数が200戸		
		を超える00		
		戸以下のもの	111 100 M	225 200 III
		1棟の申請戸	111,100円	335,300円
		数が300戸を超えるもの		
	—— 共	床面積が30	6,000円	59,900円
	井	の 平方 メート	0,000	38,800 D
	部	ル以内のもの		
	分	床面積が30	17,300円	100,100円
	73	0 平方メート	17,500	100,100[]
		ルを超え2,		
ļ		1V C NE /L Z ,		l

000平方メートル以内の		
もの		
床面積が2,	52,000円	160,200円
000平方メ		
ートルを超え		
5 , 0 0 0 平		
方メートル以		
内のもの		
床面積が5,	82,400円	208,300円
000平方メ		
ートルを超え		
10,000		
平方メートル		
以内のもの		
床面積が10,	104,100円	249,900円
000平方メ		
ートルを超え		
25,000		
平方メートル		
以内のもの		
床面積が25,	130,200円	292,500円
000平方メ		
ートルを超え		
るもの		

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外 の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供す る部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段 その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同 住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請を する場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計 額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とある

のは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1)共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住 戸部分の手数料の金額
- (2)共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共 用部分の手数料の金額

## (2) 非住宅建築物の場合

区 △		- 11 の手 粉 炒 の	、
区分		<u>: りの手数料の</u>	
	申請に係る建	その他の場合	
	築物エネルギ	申請に係る	左記以外の
	一消費性能向	建築物エネ	評価方法に
	上計画が、建	ルギー消費	より評価さ
	築物のエネル	性能向上計	れたもので
	ギー消費性能	画が、建築	ある場合
	の向上に関す	物のエネル	
	る法律第30	ギー消費性	
	条第1項各号	能の向上に	
	に掲げる基準	関する法律	
	又はこれと同	第 3 0 条第	
	等の基準に適	1 項第 1 号	
	合するものと	の規定によ	
	して市長が別	り定められ	
	に定める方法	た簡易な評	
	により技術的	価方法であ	
	審査を受けた	って市長が	
	ものである場	別に定める	
	合	方法により	
		評価された	
		ものである	
		場合	
非住宅 床面積が30	6,000円	47,900円	131,200円
建築物の平方メート	, , , , ,	.,, 50013	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ル以内のもの			
	17,300円	81,500円	210,400円
0 平方メート	17,300[]	01,000	210,400 ]
ルを超え2,			
000平方メ			
ートル以内の			
もの			

床面積が2,	52,000円	136,000円	304,100円
000平方メ			
ートルを超え			
5 , 0 0 0 平			
方メートル以			
内のもの			
床面積が5,	82,400円	180,000円	376,100円
000平方メ			
ートルを超え			
10,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が10,	104,100円	217,200円	444,400円
000平方メ			
ートルを超え			
25,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が25,	130,200円	256,100円	509,200円
000平方人			
ートルを超え			
るもの			

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

# (3)複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額			
複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び			
定申請をする場合又	(4)の金額の合計額又は(2)、(3)			
は複合建築物の住戸	及び(4)の金額の合計額とする。この			
部分及び複合建築物	場合において、3の(1)の表中「申請			
全体の認定申請をす	戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替			
る場合	えるものとする。			
	(1)3の(1)の表の一戸建ての住宅の			
	手数料の金額			
	(2)複合建築物の住戸部分の総戸数に応			
	じた3の(1)の表の共同住宅等の住戸			
	部分の手数料の金額			
	(3)複合建築物の共用部分の床面積に応			

じた3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額
(4)複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた3の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部 複合建築物の形態に応じて、3の(1)分の認定申請をするの表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

### 備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外 の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供す る部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段 その他の共用部分をいう。
- 4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

### (1)住宅の場合

区分	1 件当た	: りの手数料の	金額
	申請に係る建	その他の場合	ì
	築物が、建築	申請に係る	左記以外の
	物のエネルギ	建築物の共	評価方法に
	ー消費性能の	用部分以外	より評価さ
	向上に関する	の部分が、	れたもので
	法律第2条第	建築物のエ	ある場合
	3号に規定す	ネルギー消	
	る基準又はこ	費性能の向	
	れと同等の基	上に関する	
	準に適合する	法律第2条	
	ものとして市	第3号の規	
	長が別に定め	定により定	
	る方法により	められた簡	
	技術的審査を	易な評価方	

		受けたもので ある場合	法市定にさて の別方評価 のよれたる である場合	
一戸建	ての住宅	5,000円	18,700円	36,800円
共 住 同 戸 住 部	1 棟の申請戸 数が1戸のも の	5,000円	18,700円	36,800円
宅 分	1棟の申請戸 数が1戸を超 え5戸以下の	·	35,300円	74,500円
	たっ			
	1 棟の申請戸 数が5戸を超 え10戸以下 のもの	·	51,200円	104,800円
	1 棟の申請戸 数が10戸を 超え25戸以 下のもの	28,900円	73,600円	147,500円
	1 棟の申請戸 数が25戸を 超え50戸以 下のもの	,	111,100円	211,900円
	1 棟の申請戸 数が50戸を 超え100戸 以下のもの	86,800円	168,100円	303,800円
	1 棟の申請戸 数が100戸 を超え200 戸以下のもの	137,400円	239,500円	411,500円
	1 棟の申請戸 数が200戸 を超え300 戸以下のもの		309,500円	539,600円
	1棟の申請戸		352,100円	633,600円

	数が300戸			
++	を超えるもの	10 100 🖽	117 000 M	117 000 🖽
共	床面積が30	10,100	117,900円	117,900
用	0 平方メート			
部	ル以内のもの	00 000 11	404 500 TI	404 500 TI
分	床面積が30	28,900円	194,500円	194,500円
	0 平方メート			
	ルを超え2,			
	000平方人			
	ートル以内の			
	もの	_		
	床面積が2,	86,800円	303,000円	303,000円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	5,000平			
	方メートル以			
	内のもの			
	床面積が5,	137,400円	389,100円	389,100円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	10,000			
	平方メートル			
	以内のもの			
	床面積が10,	173,600円	465,100円	465,100円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	25,000			
	平方メートル			
	以内のもの			
	床面積が25,	217,000円	541,700円	541,700円
	000平方メ			
	ートルを超え			
	るもの			
	ı			

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。

- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段 その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- ( 1 ) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住 戸部分の手数料の金額
- (2)共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共 用部分の手数料の金額

## (2)非住宅建築物の場合

Т			1
区分	1 件 当 た	: りの手数料の	金額
	申請に係る建	その他の場合	
	築物が、建築	申請に係る	左記以外の
	物のエネルギ	建築物が、	評価方法に
	ー消費性能の	建築物のエ	より評価さ
	向上に関する	ネルギー消	れたもので
	法律第2条第	費性能の向	ある場合
	3 号に規定す	上に関する	
	る基準又はこ	法律第2条	
	れと同等の基	第3号の規	
	準に適合する	定により定	
	ものとして市	められた簡	
	長が別に定め	易な評価方	
	る方法により	法であって	
	技術的審査を	市長が別に	
	受けたもので	定める方法	
	ある場合	により評価	
		されたもの	
		である場合	
非住宅 床面積が30	10,100円	93,800円	260,400円
建築物 0平方メート			
ル以内のもの			

広西穏がって	20 000 🖽	157 200 ⊞	415 100 E
床面積が30   0 平方メート	28,900円	137,300	415,100円
ルを超え2,			
000平方人			
ートル以内の			
もの			
床面積が2,	86,800円	254,700円	590,900円
000平方メ			
ートルを超え			
5 , 0 0 0 平			
方メートル以			
内のもの			
床面積が5,	137,400円	332,600円	724,700円
000平方メ			
ートルを超え			
10,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が10,	173,600円	399,800円	854,200円
000平方メ	,	,	,
ートルを超え			
25,000			
平方メートル			
以内のもの			
床面積が25,	217,000円	469.000円	975,000円
000平方人	, 0 0 0 1 3		3.0,00013
ートルを超え			
るもの			
3 0 0			

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しな い建築物をいう。

# (3)複合建築物の場合

区分	1 件 当 た り の 手 数 料 の 金 額
複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び
	(4)の金額の合計額又は(2)、(3)
	及び(4)の金額の合計額とする。この
	場合において、4の(1)の表中「申請
	戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替
る場合	えるものとする。

(1)4の(1)の表の一戸建ての住宅 の手数料の金額 (2)複合建築物の住戸部分の総戸数に 応じた4の(1)の表の共同住宅等の 住戸部分の手数料の金額 (3) 複合建築物の共用部分の床面積に 応じた4の(1)の表の共同住宅等の 共用部分の手数料の金額 (4)複合建築物の住戸部分及び共用部 分以外の部分の床面積に応じた4の (2)の表の非住宅建築物の手数料の 金額 |複合建築物の形態に応じて、4の(1) 複合建築物の住戸部 分の認定申請をする の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又 場合 は認定申請をする住戸部分の戸数に応じ

## 備考

1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。

た共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外 の部分を有しない 1 戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の 部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供す る部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段 その他の共用部分をいう。

### 別表第7(第2条関係)

#### 行政不服審查法関係手数料

手数料を徴収する	区分	交付の方法	手数料の金額
事務			
行政不服審査法第	1 文書又	電子複写機に	白黒の場合 1
3 8 条に基づき審	は図面の	より用紙に複写	枚につき10円
理員が行う提出書	場合	したものの交付	
類等の写し等の交		(日本工業規格	カラーの場合
付及び同法第81		A3判以下の大	1 枚につき 4 0

条の規定に基づき		きさの用紙を用	円
同条の機関が行う		いて行うものに	
主張書面等の写し		限る。)	
等の交付	2 電磁的	機器及びプロ	白黒の場合 1
	記録の場	グラムにより用	枚につき10円
	合	紙に出力したも	
		のの交付(日本	
		工業規格A3判	
		以下の大きさの	
		用紙を用いて行	
		うものに限る。)	

- 1 用紙の両面に使用するときは、片面を1枚として料金の額を算定する。
- 2 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、 日本工業規格A3判に相当する大きさで換算した枚数分の料金 の額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。